東京都設計等委託実績評価型総合評価方式

公 表 事 項

委託件名

新中川耐震補強詳細設計（その３３）

及び今井地区暫定係留施設改修基本詳細設計

令和８年７月

東京都建設局

この業務は、入札の際に入札価格と履行実績等を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の対象業務である。

なお、この公表事項は、本件発注業務にのみ適用する。

この公表事項に用いる用語及び算定方法等の基準は、「東京都設計等委託実績評価型総合評価方式実施要綱（平成 30 年 12 月 26 日付 30 財経総第 1961 号）」（以下「要綱」という。）に定めるところによるものとする。

1　提出資料の様式、提出方法

本件競争入札に参加を希望する者（以下「競争入札参加希望者」という。）は、本件競争入札の参加希望申込み（以下「競争入札参加申込み」という。）と併せて、次の書類を提出すること（評価点が０点となる評価項目であっても、それぞれ対応する様式（様式イから様式チ）に必要事項を記入し、提出すること。）。

(1) 「技術点に係る資料の提出について」（様式ア）及び配置予定技術者等の雇用関係確認資料
(2) 「企業の同種・類似業務の実績」申告書（様式イ）及び根拠資料
(3) 「企業の過去の委託成績評定の実績」申告書（様式ウ）及び根拠資料
(4) 「企業の優良表彰の実績」申告書（様式エ）及び根拠資料
(5) 「企業の地域における実績」申告書（様式オ）及び根拠資料
(6) 「事故及び不誠実な行為の有無」申告書（様式カ）及び根拠資料
(7) 「災害協定締結の実績」申告書（様式キ）及び根拠資料
(8) 「環境への配慮実績」申告書（様式ク）及び根拠資料
(9) 「雇用・就業への配慮実績」申告書（様式ケ）及び根拠資料
(10) 「仕事と家庭の両立支援配慮実績」申告書（様式コ）及び根拠資料
(11) 「女性活躍推進の実績」申告書（様式サ）及び根拠資料
(12) 「配置予定技術者等の保有する資格」申告書（様式シ）及び根拠資料
(13) 「配置予定技術者の同種・類似業務の実績」申告書（様式ス）及び根拠資料
(14) 「配置予定技術者の過去の成績評定の実績」申告書（様式セ）及び根拠資料
(15) 「配置予定技術者の優良表彰の実績」申告書（様式ソ）及び根拠資料
(16) 「配置予定技術者等の継続学習状況」申告書（様式タ）及び根拠資料
(17) 「配置予定技術者の地域における実績」申告書（様式チ）及び根拠資料

なお、５(2)及び５(14)の算定の基となる設計等委託成績評定通知書の総評定点のうち、それぞれ直近のものいずれかが、60 点未満である者は、入札参加を認めない。

また、６(1)により、競争入札参加申込み後から落札予定者の積算内訳書の確認時までの間に配置予定技術者等の変更を申し出る場合は、(12)から(17)までのうち、変更を申し出る配置予定技術者等の技術点に係る資料を提出すること。

2　総合評価の方法及び落札者の決定方法

(1) 総合評価の方法

東京都設計等委託実績評価型総合評価方式の評価は、価格点と技術点を合計した評価値により行う。

(2) 落札者の決定方法

入札価格が、予定価格の制限の範囲内であるもののうち、価格点と技術点を合計した評価値の最も高い者を落札者とする。

なお、評価値の最も高い者が 2 者以上あるときは、当該者によるくじ引きにより落札者を決定する。

3　価格点の評価方法

価格点は、次の算定式に基づき算定する（価格は全て消費税額を除いた額とする）。

価格点は 30 点満点とする。

式(1)　：　基準価格 ≦ 入札価格 の場合

$$価格点 = 30 \times \frac{予定価格－入札価格}{予定価格－基準価格}$$

式(2)　：　特別基準価格 ≦ 入札価格 ＜ 基準価格の場合

$$価格点 = 30 \times \frac{入札価格－特別基準価格}{基準価格－特別基準価格}$$

式(3)　：入札価格 ＜ 特別基準価格 の場合

$$価格点 = 0$$

なお、式(1)、式(2)及び式(3)における基準価格及び特別基準価格は、次のとおりとする。

基準価格　：　予定価格を構成する各費目を用いて、次の算定式により算出された算出額とする。算出額が下限値に満たない場合は下限値を、上限値を超える場合は上限値をそれぞれ基準価格とする。なお、端数処理は、算出額については１万円未満切捨て、下限値については１万円未満切上げ、上限値については１万円未満切捨てとしてそれぞれ処理する。

＜土木設計委託の場合＞
算出額＝直接人件費＋直接経費＋その他原価×0.9＋一般管理費等×0.5
下限値：予定価格（税抜）×0.7
上限値：予定価格（税抜）×0.81

特別基準価格　：　算定式は「特別基準価格＝基準価格－（予定価格－基準価格）」とする。なお、端数処理は１万円未満切上げとする。

4　技術点の評価項目

技術点は、「企業の経歴等」及び「配置予定技術者等の経歴等」から算定するものとし、評価項目及び評価項目ごとの配点は、次表のとおりとする。

評価対象	評価項目	評価点	配点	備考
①企業の経歴等			16	
企業	企業の同種・類似業務の実績	企業の実績点	2	
	企業の過去の設計等委託成績評定の実績	企業の成績評価点	8	
	企業の優良表彰の実績	企業の優良表彰の実績点	2	
	企業の地域精通度	企業の地域における実績点	2	
	事故及び不誠実な行為の有無	事故及び不誠実な行為の実績点	－3	ある場合に減点
	災害協定締結の実績	災害協定締結の実績点	1	複数の実績を有する場合でも、最大1点とする
	環境への配慮実績	環境への配慮の実績点	1	
	雇用・就業への配慮実績	障害者雇用の実績点	1	
	仕事と家庭の両立支援配慮実績	「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」の実績点	1	
	女性活躍推進の実績	女性活躍推進大賞又はえるぼし認定の実績点	1	複数の実績を有する場合でも、最大1点とする
		女性活躍に係る行動計画策定の実績点	0.5	
②配置予定技術者等の経歴等			15	
配置予定技術者等	配置予定技術者等の保有する資格	配置予定技術者等の資格点	1	
	配置予定技術者の同種・類似業務の実績	配置予定技術者の実績点	3	
	配置予定技術者の過去の成績評定の実績	配置予定技術者の成績評価点	8	
	配置予定技術者の優良表彰の実績	配置予定技術者の優良表彰の実績点	1	
	配置予定技術者等の継続学習状況	配置予定技術者等の CPD 評価点	1	
	配置予定技術者の地域精通度	配置予定技術者の地域における実績点	1	
技術点の配点計			上限 30	

5　技術点の評価方法

(1)　「企業の同種・類似業務の実績」の算定方法

「企業の同種・類似業務の実績」の評価点は２点満点とし、競争入札参加希望者が、基準日※の５年前の日から起算して５年の間に完了した業務のうち、一般財団法人日本建設情報総合センターの業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）により、同種業務の要件が確認できる業務実績を１件以上有する場合は２点、類似業務の要件が確認できる業務実績を１件以上有する場合は１点、それ以外の場合は０点とする。同種業務及び類似業務の要件は次のとおりとする。

同種業務　：［業務分野］河川、砂防及び海岸、［業務段階１］河川、［業務段階２］実施（詳細）設計、［業務段階３］築堤・護岸、［高さ］３．０ｍ以上

類似業務　：［業務分野］河川、砂防及び海岸、［業務段階１］河川、［業務段階２］実施（詳細）設計、［業務段階３］築堤・護岸、［高さ］１．５ｍ以上

企業の同種・類似業務の実績	評価点
同種業務が１件以上あり	２点
類似業務が１件以上あり	１点
なし	０点

競争入札参加希望者における業務実績の根拠を示す資料として、テクリスの完了登録を経て発行された登録内容確認書の写しを提出すること。

※「基準日」とは、各四半期の初日（４月１日、７月１日、10 月１日及び１月１日）のうち、発注予定の公表を開始する日の直前のものをいう。ただし、発注予定の公表を開始する日が各四半期の初日の場合は、該当する各四半期の初日とする。以下同じ。

(2)　「企業の過去の設計等委託成績評定の実績」の算定方法

「企業の過去の設計等委託成績評定の実績」の評価点は8点満点とし、過去の設計等委託成績評定通知書（東京都（公営企業局を含む。以下「都」という。）の発注業務のみを対象とする。）の総評定点の平均に基づき、次の表のとおりとする。

設計等委託成績評定通知書の総評定点の平均点	企業の設計等委託成績評価点
75 点以上	8 点
74 点以上 75 点未満	7.5 点
73 点以上 74 点未満	7 点
72 点以上 73 点未満	6.5 点
71 点以上 72 点未満	6 点
70 点以上 71 点未満	5.5 点
69 点以上 70 点未満	5 点
68 点以上 69 点未満	4.5 点
67 点以上 68 点未満	4 点
66 点以上 67 点未満	3.5 点
65 点以上 66 点未満	3 点
64 点以上 65 点未満	2.5 点
63 点以上 64 点未満	2 点
62 点以上 63 点未満	1.5 点
61 点以上 62 点未満	1 点
60 点以上 61 点未満	0.5 点
60 点未満	0 点

設計等委託成績評定通知書の総評定点の平均は、競争入札参加希望者が基準日の５年3か月前の日から起算して５年の間に完了した業務のうち、業務完了日が基準日に近いものから順に3件の設計等委託成績評定通知書の総評定点の相加平均とし、小数点第２位以下は切捨てて小数点第１位とする。３件に満たない場合は、当該業務件数のみを対象とする。業務完了日が同一の案件が複数存在する場合は、総評定点の低いものを優先する。また、設計等委託成績評定通知書の総評定点が60点未満のものは、当該総評定点を0点として算定する。

なお、該当する実績が無い場合(0件)でも入札参加は可能である。

設計等委託成績評価点算定の対象業務は、本件発注業務と同一の業種及び分野とする。

競争入札参加希望者における過去の設計等委託成績評定の実績の根拠を示す資料として、設計等委託成績評定通知書（再交付されたものを含む）の写しを提出すること。

(3) 「企業の優良表彰の実績」の算定方法

「企業の優良表彰の実績」の評価点は２点満点とし、競争入札参加希望者が、競争入札参加申込み受付期間の末日の５年前の日が属する年度の４月１日から起算して５年の間に、業務を優良な成績で完成させたとして当該業務を所管する局等の長（以下「業務主管局長」という。）等から賞状等の書状を贈呈された実績を１件以上有する場合に２点、それ以外の場合に０点とする。

なお、対象となる表彰制度は巻末資料１による。

企業の優良表彰の実績の有無	評価点
１件以上あり	２点
なし	０点

競争入札参加希望者における表彰実績の根拠を示す資料として、業務主管局長等から贈呈された賞状等の書状の写しを提出する。

(4) 「企業の地域精通度」の算定方法

「企業の地域精通度」の評価点は2点満点とし、競争入札参加希望者が、基準日の3年3か月前の日から起算して3年の間に完了した業務（都の発注業務のみを対象とする。）のうち、本件発注業務と同一の業種で、かつ、本件発注業務の履行場所の属する区市町村及びそれに隣接する区市町村において行った業務を評価の対象とし、評価点は当該完了業務の設計等委託成績評定通知書の総評定点に応じて次のとおりとする。

設計等委託成績評定通知書の総評定点	評価点
70 点以上	２点
65 点以上 69 点以下	１点
地域における業務実績なし	０点

本件発注業務の履行場所の属する区市町村及びそれに隣接する区市町村は次のとおりである。

本件発注業務の履行場所の属する区市町村：江戸川区 隣接する区市町村：墨田区、江東区、葛飾区、千葉県浦安市、市川市、松戸市

算定の根拠資料として、該当業務の履行場所及び業務実績を確認できるテクリスの完了登録を経て発行された登録内容確認書の写し等及び設計等委託成績評定通知書の写しを提出すること。

(5) 「事故及び不誠実な行為の有無」の算定方法

「事故及び不誠実な行為の有無」の評価は、競争入札参加希望者が、基準日の３年前の日から起算して３年の間に、東京都競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成 18 年４月１日付 17 財経総第 1543 号）に基づく指名停止を受けている場合に－３点とする。ただし、指名停止中または指名停止期間終了後に、当該指名停止の措置要件に該当することとなった事実又は行為について責を負わないことが明らかとなった場合は、当該指名停止が上記対象期間内にあったとしても、事故及び不誠実な行為による評価は行わないこととする（事故及び不誠実な行為はなしとする）。

事故及び不誠実な行為の有無	評価点
あり	－３点
なし	０点

算定の根拠資料として、都が通知した該当する指名停止通知書の写しを提出すること。ただし、指名停止中又は指名停止期間終了後に、当該指名停止の措置要件に該当することとなった事実又は行為について責を負わないことが明らかとなった場合は、指名停止通知書の写しの提出は不要とする。

(6) 「災害協定締結の実績」の算定方法

「災害協定締結の実績」の評価点は１点満点とし、競争入札参加希望者が競争入札参加申込みの時点で、都と災害時における応急対策業務について定めた災害協定を１件以上締結している場合又は競争入札参加希望者が加入している団体が競争入札参加申込みの時点で、都と災害時における応急対策業務について定めた災害協定を１件以上締結している場合は１点、それ以外の場合は０点とする。

災害協定締結の実績の有無	評価点
１件以上あり	１点
なし	０点

算定の根拠資料として、該当する災害協定に係る協定書等の写しを提出すること。競争入札参加希望者が加入している団体が災害協定を締結し、競争入札参加希望者が当該応急対策業務に従事することとなっている場合は、当該協定書の写し及び競争入札参加希望者が当該団体に加入していることが確認できる資料の写しを提出すること。

(7) 「環境への配慮実績」の算定方法

「環境への配慮実績」の評価点は１点満点とし、競争入札参加希望者が、競争入札参加申込み受付期間の末日の5年前の日が属する年度の4月1日から起算して5年の間に、東京都が定めたとうきょう森づくり貢献認証制度の森林整備サポート認定、多摩産材製品による二酸化炭素固定量認証又は建築物等による二酸化炭素固定量認証に認証された実績を1件以上有する場合は1点、それ以外の場合は0点とする。または、競争入札参加者が、競争入札参加申込みの時点において、SBT 認定若しくはエコ・ファースト制度による認定を受けている場合は1点、それ以外の場合は0点とする。

環境への配慮実績の有無	評価点
あり	１点
なし	０点

算定の根拠資料として、東京都知事等が発行した認証書の写し、又は SBT 認定若しくはエコ・ファースト制度による認定取得を証明できる書類の写しを提出すること。

(8) 「雇用・就業への配慮実績」の算定方法

「雇用・就業への配慮実績」の評価点は1点満点とし、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）第 43 条第7項に規定する厚生

労働大臣への報告義務がある競争入札参加希望者が、競争入札参加申込み期間の末日の直近に公共職業安定所宛提出した障害者雇用状況報告書における実雇用率が法定雇用率を上回る場合は1点、それ以外の場合は0点とする。このほか、当該報告義務がない競争入札参加希望者が、競争入札参加申込み日において、次のいずれかのとおり障害者を雇用している場合は1点、それ以外の場合は0点とする。なお、加点対象となる障害者は、競争入札参加申込み日から起算して過去3か月以上雇用されている労働者に限るものとする。

- 常用労働者※1のうち1週間の所定労働時間が 30 時間以上の障害者（障害者雇用促進法第2条の「身体障害者」、「重度身体障害者」、「知的障害者」、「重度知的障害者」、「精神障害者」をいう。ただし、精神障害者については、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）を1名以上雇用している場合
- 短時間労働者※2のうち重度身体障害者又は重度知的障害者（それぞれ、障害者雇用促進法第2条の「重度身体障害者」、「重度知的障害者」をいう。）を1名以上雇用している場合
- 短時間労働者※2のうち身体障害者、知的障害者又は精神障害者（それぞれ、障害者雇用促進法第2条の「身体障害者」、「知的障害者」、「精神障害者」をいう。ただし、精神障害者については、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）を2名以上雇用している場合

※1 常用労働者とは、次のいずれかの者をいう。

① 期間の定めなく雇用されている労働者

② 一定の期間（例えば1か月、6か月等）を定めて雇用されている労働者であって、その雇用期間が反復更新され、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者又は採用の時から 1 年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者

※2 短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が、競争入札参加希望者の事業所に雇用する通常の労働者の1週間の所定労働時間に比して短く、20 時間以上 30 時間未満である者のうち、常用労働者である者をいう。

雇用・就業への配慮実績の有無	評価点
実雇用率が法定雇用率を上回る（法による報告義務ありの場合）	１点
１名もしくは２名以上の雇用あり（法による報告義務なしの場合）	
なし	０点

算定の根拠資料として、障害者雇用促進法の規定により厚生労働大臣への報告義務がある競争入札参加希望者については、競争入札参加申込み受付期間の末日の直近に公共職業安定所宛てに提出した障害者雇用状況報告書（受付印を有するもの）の写し（受付印が無い場合は受付されたことが確認できる資料の写し）、当該報告義務がない競争入札参加希望者については、雇用している者の障害者手帳等の写し及び住民税特別徴収税額通知書等雇用状況を確認できる書類の写しを提出すること。

(9) 「仕事と家庭の両立支援配慮実績」の算定方法

「仕事と家庭の両立支援配慮実績」の評価点は1点満点とし、競争入札参加希望者が、競争入札参加申込み受付期間の末日の5年前の日が属する年度の4月1日から起算して5年の間に、東京都が定めた東京ライフ・ワーク・バランス認定制度に認定された実績を1件以上有する場合は1点、それ以外の場合は0点とする。

仕事と家庭の両立支援配慮実績の有無	評価点
あり	1点
なし	0点

算定の根拠資料として、東京都知事等から贈呈された認定書等の書状の写しを提出すること。

(10) 「女性活躍推進大賞又はえるぼし認定の実績点」の算定方法

「女性活躍推進大賞又はえるぼし認定の実績点」の評価点は1点満点とし、競争入札参加希望者が、競争入札参加申込み受付期間の末日の5年前の日が属する年度の4月1日から起算して5年の間に、東京都が定めた東京都女性活躍推進大賞の大賞又は優秀賞を受賞した実績を1件以上有する場合、若しくは競争入札参加希望者が、競争入札参加申込みの時点において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年9月4日法律第64号)第9条に基づく認定(えるぼし認定)を受けている場合は1点、それ以外の場合は0点とする。

女性活躍推進大賞又はえるぼし認定の実績の有無	評価点
あり	1点
なし	0点

算定の根拠資料として、東京都知事等から贈呈された賞状等の書状又は女性活躍推進法第9条に基づく基準に適合するものとして各労働局が認定した通知書の写しを提出すること。

(11) 「女性活躍に係る行動計画策定の実績点」の算定方法

「女性活躍に係る行動計画策定の実績点」の評価点は0.5点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込受付期間の末日の2年前の日から起算して2年の間に、女性活躍推進法第8条に基づく一般事業主行動計画を新たに策定したとして各労働局あてに届け出た場合に0.5点、それ以外の場合に0点とする。

女性活躍に係る行動計画策定の実績の有無	評価点
あり	0.5点
なし	0点

算定の根拠資料として、女性活躍推進法第8条に基づく一般事業主行動計画を新たに策定したとして各労働局あてに届け出た一般事業主行動計画策定届（受付印を有するもの）の

写し（受付印が無い場合は受付されたことが確認できる資料の写し）を提出すること。

(12) 「配置予定技術者等の保有する資格」の算定方法

「配置予定技術者等の保有する資格」の評価点は１点満点とし、配置予定技術者が次の資格を有する場合に評価の対象とする。複数の資格が該当する場合には、上位の資格１つのみを資格点の算定対象とし、これ以外の資格については算定対象としない。

＜土木設計委託の場合＞

資格１ ： 技術士【総合技術監理部門：建設－河川、砂防及び海岸・海洋】
技術士【建設部門：河川、砂防及び海岸・海洋】

資格２ ： RCCM【河川、砂防及び海岸・海洋】

保有資格の有無	評価点
資格１あり	１点
資格２あり	0.5 点
資格１及び資格２のいずれも有しない場合（上記部門等に該当しない場合も含む）	０点

配置予定技術者における保有資格の根拠を示す資料として、資格者証・登録証等の写しを提出すること。

(13) 「配置予定技術者の同種・類似業務の実績」の算定方法

「配置予定技術者の同種・類似業務の実績」の評価点は３点満点とし、配置予定技術者が主任技術者として携わった業務で、かつ基準日の５年前の日から起算して５年の間に完了した業務のうち、テクリスにより、同種業務の要件が確認できる業務実績を１件以上有する場合は３点、類似業務の要件が確認できる業務実績を１件以上有する場合は 1.5 点、それ以外の場合は０点とする。同種業務及び類似業務の要件は次のとおりとする。

同種業務 ： ［業務分野］河川、砂防及び海岸、［業務段階１］河川、［業務段階２］実施（詳細）設計、［業務段階３］築堤・護岸、［高さ］３．０ｍ以上

類似業務 ： ［業務分野］河川、砂防及び海岸、［業務段階１］河川、［業務段階２］実施（詳細）設計、［業務段階３］築堤・護岸、［高さ］１．５ｍ以上

配置予定技術者の同種・類似業務の実績	評価点
同種業務が１件以上あり	３点
類似業務が１件以上あり	1.5 点
なし	０点

配置予定技術者における業務実績の根拠を示す資料として、テクリスの完了登録を経て発行された登録内容確認書の写しを提出すること。

(14) 「配置予定技術者の過去の成績評定の実績」の算定方法

「配置予定技術者の過去の成績評定の実績」の評価点は8点満点とし、過去の設計等委託成績評定通知書(都の発注業務で、かつ配置予定技術者が主任技術者として携わった業務のみを対象とする。)の総評定点の平均に基づき、次の表のとおりとする。

設計等委託成績評定通知書の総評定点の平均点	技術者の設計等委託成績評価点
75 点以上	8 点
74 点以上 75 点未満	7.5 点
73 点以上 74 点未満	7 点
72 点以上 73 点未満	6.5 点
71 点以上 72 点未満	6 点
70 点以上 71 点未満	5.5 点
69 点以上 70 点未満	5 点
68 点以上 69 点未満	4.5 点
67 点以上 68 点未満	4 点
66 点以上 67 点未満	3.5 点
65 点以上 66 点未満	3 点
64 点以上 65 点未満	2.5 点
63 点以上 64 点未満	2 点
62 点以上 63 点未満	1.5 点
61 点以上 62 点未満	1 点
60 点以上 61 点未満	0.5 点
60 点未満	0 点

設計等委託成績評定通知書の総評定点の平均は、基準日の５年3か月前の日から起算して５年の間に完了した業務のうち、業務完了日が基準日に近いものから順に3件の設計等委託成績評定通知書の総評定点の相加平均とし、小数点第２位以下は切捨てて小数点第１位とする。３件に満たない場合は、当該業務件数のみを対象とする。業務完了日が同一の案件が複数存在する場合は、総評定点の低いものを優先する。また、設計等委託成績評定通知書の総評定点が 60 点未満のものは、当該総評定点を0点として算定する。

なお、配置予定技術者が競争入札参加希望者以外の企業の所属技術者として関わった業務も対象とすることができるものとする。

該当する実績が無い場合(0件)であっても、入札参加は可能である。

設計等委託成績評価点算定の対象業務は、本件発注業務と同一の業種及び分野とする。

配置予定技術者における過去の設計等委託成績評定の実績の根拠を示す資料として、

設計等委託成績評定通知書（再交付されたものを含む）の写しを提出すること。

ただし、設計等委託成績評定通知書に主任技術者名が記載されていない場合は、当該業務に携わったことを証明する書類（テクリスの完了登録を経て発行された登録内容確認書の写し ）を提出すること。

(15) 「配置予定技術者の優良表彰の実績」の算定方法

「配置予定技術者の優良表彰の実績」の評価点は１点満点とし、配置予定技術者が主任技術者として携わった業務のうち、競争入札参加申込み受付期間の末日の５年前の日が属する年度の４月１日から起算して５年の間に、当該業務を優良な成績で完成させたとして業務主管局長等から賞状等の書状を贈呈された実績を１件以上有する場合は１点、それ以外の場合は０点とする。

なお、対象となる表彰制度は巻末資料１による。

配置予定技術者の優良表彰の実績	評価点
１件以上あり	１点
なし	０点

配置予定技術者が主任技術者として携わった業務の表彰実績の根拠を示す資料として、業務主管局長等から贈呈された賞状等の書状の写しを提出すること。当該書状の写しでは携わった主任技術者名が確認できない場合は、配置予定技術者が主任技術者として携わったことが確認できる資料として設計等委託成績評定通知書（再交付されたものを含む）の写し又はテクリスの完了登録を経て発行された登録内容確認書の写しを提出すること。

(16) 「配置予定技術者等の継続学習状況」の算定方法

「配置予定技術者等の継続学習状況」の評価点は１点満点とし、配置予定技術者が別紙１に示す建設系 CPD 協議会の構成団体が推奨する単位以上の単位を有する場合に１点、それ以外の場合に０点とする。

CPD 単位取得の証明は、本件発注業務の競争入札参加申込み受付期間の末日の１年前の日から起算して１年の間に各 CPD 運営団体が CPD 単位取得実績を証明する期間（以下「証明期間」という。）の一部が含まれていることとする。評価にあたっては、年単位で評価することとして、証明期間に端数がある場合は切り上げるものとする（別紙１のとおり）。

配置予定技術者等の継続学習状況	評価点
推奨単位数を取得している（１団体以上）	１点
推奨単位数を取得していない	０点

配置予定技術者における CPD の取得単位数等の根拠を示す資料として、建設系 CPD 協議会の構成団体が発行する CPD 登録証明書等の写しを提出すること。

(17) 「配置予定技術者の地域精通度」の算定方法

「配置予定技術者の地域精通度」の評価点は1点満点とし、基準日の3年3か月前の日から起算して3年の間に完了した業務（都の発注業務で、かつ配置予定技術者が主任技術者として携わった業務のみを対象とする。）のうち、本件発注業務と同一の業種で、かつ、本件発注業務の履行場所の属する区市町村及びそれに隣接する区市町村において行った業務を評価の対象とし、評価点は設計等委託成績評定通知書の総評定点に応じて次表のとおりとする。

設計等委託成績評定通知書の総評定点	評価点
65 点以上（１件以上）	１点
地域における業務実績なし	０点

本件発注業務の履行場所の属する区市町村及びそれに隣接する区市町村は次のとおりである。

本件発注業務の履行場所の属する区市町村：江戸川区 隣接する区市町村：墨田区、江東区、葛飾区、千葉県浦安市、市川市、松戸市

算定の根拠資料として、該当業務の履行場所及び業務実績を確認できるテクリスの完了登録を経て発行された登録内容確認書の写し等及び設計等委託成績評定通知書の写しを提出すること。

(18) 配置予定技術者等の雇用関係の確認

(12)から(17)の評価の対象とする配置予定技術者等は、競争入札参加希望者と雇用関係にある者に限るものとする。雇用関係が確認できる資料として、技術者毎に住民税特別徴収税額通知書等の写しを提出すること。

(19) 技術点は、６(1)により配置予定技術者等が変更となった場合についても、競争入札参加希望申込み時の配置予定技術者による点数で評価する。

6. その他

(1) 提出資料の提出後においては、原則として提出資料に記載された内容の変更を認めない。ただし、発注者がやむを得ないと認めた場合、及び配置予定技術者等の変更について落札予定者の積算内訳書の確認時までの間に申し出があり、申し出のあった配置予定技術者等の保有する資格・実績点の合計が当初の配置予定技術者等の保有する資格・実績点の合計以上であることを確認できた場合は、この限りではない。

(2) 提出資料に記載された配置予定技術者等は、落札決定後、業務完了まで変更することができない。ただし、配置予定技術者等の死亡等、発注者がやむを得ないと認めた場合は、

この限りでない。この場合、変更後の配置予定技術者等の保有する資格・実績点の合計は、当初の配置予定技術者等の保有する資格・実績点の合計以上とする。

(3) 配置予定技術者等の変更を発注者がやむを得ないと認めない場合及び配置予定技術者等の変更を発注者がやむを得ないと認めた場合にあって変更後の配置予定技術者等の保有する資格・実績点が当初の配置予定技術者等の保有する資格・実績点未満の場合は、入札前の提出資料に虚偽の記載をしたものとして取り扱うことがあり、また本件発注業務の設計等委託成績評定点を減点することがある。

別紙１

CPD の運営団体及び推奨単位と証明期間の考え方

１　運営団体及び推奨単位

団体毎に推奨単位等が異なることから団体毎の推奨単位等を基準として評価する。評価の対象とする運営団体及びその推奨単位は以下のとおりである。

運営団体	推奨単位(年間)	運営団体	推奨単位(年間)
(一社)建設コンサルタンツ協会	50	(公社)日本技術士会	50
(公社)地盤工学会	50	(公社)日本都市計画学会	50
(一社)全国測量設計業協会連合会	20	土質・地質技術者生涯学習協議会	50
(一社)日本環境アセスメント協会	50	(公社)土木学会	50
(公社)空気調和・衛生工学会	50	(一財)建設業振興基金	12
(一社)交通工学研究会	50	(公社)森林・自然環境技術教育研究センター	20
(一社)全国土木施工管理技士会連合会	20	(一社) 全日本建設技術協会	25
(公社)日本建築士会連合会	12	(公社)日本造園学会	50
(公社)農業農村工学会	50	(一社)全国上下水道コンサルタント協会	50

- 推奨単位等が設定されていない団体については評価の対象としない。
- 複数の団体の証明書の単位を合算することはしない 。

2　証明期間の考え方

- ＣＰＤ単位取得の証明は、本件発注業務の競争入札参加申込み受付期間の末日の１年前の日から起算して１年の間に証明期間の一部が含まれていることとする。
- ＣＰＤの証明期間は団体毎に異なることから、ＣＰＤ登録証明書等が何年間の実績を証明しているか明確にすること。
- 証明期間は年単位で評価することとし、証明期間に端数がある場合は、切り上げるものとする。（例：証明期間 1 年 3 ヶ月の証明書の場合は、2 年の証明書として評価する。）

推奨単位：50単位／年の場合

	過去1年間（受付期間末日）	評価単位	評価
ケース1	証明期間：1年間　証明書発行日 登録単位：55単位	55単位／年	加点評価する
ケース2	証明期間：1年間　証明書発行日 登録単位：80単位	80単位／年	加点評価する
ケース3	証明期間：1年間　証明書発行日 登録単位：150単位	0単位／年	加点評価しない
ケース4	証明期間：1年間　証明書発行日 登録単位：130単位	0単位／年	加点評価しない
ケース5	証明期間：2年間　証明書発行日 登録単位：130単位	65単位／年	加点評価する
ケース6	証明期間：1年3ヶ月　証明書発行日 登録単位：80単位	40単位／年	加点評価しない

出展：国土交通省関東地方整備局

平成 28 年８月１日付関東地方整備局企画部技術管理課

「平成 28 年建設コンサルタント業務等に係る入札・契約、総合評価に関する変更点について」

参加表明書等において注意いただきたい事項（４）継続教育（CPD）の評価について

巻末資料１

「企業の優良表彰の実績」及び「配置予定技術者の優良表彰の実績」の
対象となる表彰制度

局名	表彰状類の名称	表彰状類授与者	根拠となる要綱類の名称
財務局	賞状	局長	財務局優良工事等表彰要綱
都市整備局	賞状	局長	都市整備局優良工事等局長賞贈呈要綱
	感謝状	所長	都市整備局優良工事等事務所長賞等贈呈要綱
住宅政策本部	賞状	本部長	住宅政策本部優良工事等本部長賞贈呈要綱
	感謝状	都営住宅経営部長	住宅政策本部優良工事等都営住宅経営部長賞等贈呈要綱
	感謝状	所長	住宅政策本部優良工事等事務所長賞等贈呈要綱
産業労働局	賞状	農林水産部長	産業労働局農林水産部森林土木優良工事等公表要綱
建設局	賞状	局長	建設局優良工事等公表要綱
	賞状	所長	建設局事務所長優良工事等公表要綱
	賞状	局長	建設局災害復旧等功労者公表要綱
港湾局	賞状	局長	港湾局優良工事等公表要綱
交通局	感謝状	建設工務部長	交通局建設工務部優良請負工事等公表等実施要領及び同細則
水道局	表彰状	局長	東京都水道局優良工事等公表要綱
		部長、所長	
下水道局	感謝状	局長	東京都下水道局設計等委託施行成績優良業者公表要綱

※　上記の表彰制度について、要綱類が改正されたことにより、改正前の要綱類からその名称等が変更となっているものについては、改正前の要綱類により表彰された場合であっても、上記表彰制度により表彰されたものとみなす。

※　授与された表彰状類が実績の対象となるのか不明な場合は、表彰状類を発行した部署に確認すること。

対象期間一覧表（令和8年度）

令和8年度の公表開始日	令和8年度の基準日	対象項目		様式番号	対象期間
4月1日から6月30日	4月1日	企業の経歴等	同種・類似業務の実績	イ	令和3年 4月1日から令和8年 3月31日まで
			過去の委託成績評定の実績	ウ	令和3年 1月1日から令和7年12月31日まで
			優良表彰の実績	エ	令和3年 4月1日から令和8年 3月31日まで
			地域精通度	オ	令和5年 1月1日から令和7年12月31日まで
			事故及び不誠実な行為の有無	カ	令和5年 4月1日から令和8年 3月31日まで
			災害協定締結の有無	キ	競争入札参加申込み時点まで
			環境への配慮実績(とうきょう森づくり貢献認証制度)	ク	令和3年 4月1日から令和8年 3月31日まで
			雇用・就業への配慮実績	ケ	要綱による
			家庭と仕事の両立支援配慮実績	コ	令和3年 4月1日から令和8年 3月31日まで
			女性活躍推進の実績(女性活躍推進大賞)	サ	令和3年 4月1日から令和8年 3月31日まで
		配置予定技術者等の経歴等	同種・類似業務の実績	ス	令和3年 4月1日から令和8年 3月31日まで
			過去の委託成績評定の実績	セ	令和3年 1月1日から令和7年12月31日まで
			優良表彰の実績	ソ	令和3年 4月1日から令和8年 3月31日まで
			継続学習状況	タ	別紙1による
			地域精通度	チ	令和5年 1月1日から令和7年12月31日まで
7月1日から9月30日	7月1日	企業の経歴等	同種・類似業務の実績	イ	令和3年 7月1日から令和8年 6月30日まで
			過去の委託成績評定の実績	ウ	令和3年 4月1日から令和8年 3月31日まで
			優良表彰の実績	エ	令和3年 4月1日から令和8年 3月31日まで
			地域精通度	オ	令和5年 4月1日から令和8年 3月31日まで
			事故及び不誠実な行為の有無	カ	令和5年 7月1日から令和8年 6月30日まで
			災害協定締結の有無	キ	競争入札参加申込み時点まで
			環境への配慮実績(とうきょう森づくり貢献認証制度)	ク	令和3年 4月1日から令和8年 3月31日まで
			雇用・就業への配慮実績	ケ	要綱による
			家庭と仕事の両立支援配慮実績	コ	令和3年 4月1日から令和8年 3月31日まで
			女性活躍推進の実績(女性活躍推進大賞)	サ	令和3年 4月1日から令和8年 3月31日まで
		配置予定技術者等の経歴等	同種・類似業務の実績	ス	令和3年 7月1日から令和8年 6月30日まで
			過去の委託成績評定の実績	セ	令和3年 4月1日から令和8年 3月31日まで
			優良表彰の実績	ソ	令和3年 4月1日から令和8年 3月31日まで
			継続学習状況	タ	別紙1による
			地域精通度	チ	令和5年 4月1日から令和8年 3月31日まで
10月1日から12月31日	10月1日	企業の経歴等	同種・類似業務の実績	イ	令和3年10月1日から令和8年 9月30日まで
			過去の委託成績評定の実績	ウ	令和3年 7月1日から令和8年 6月30日まで
			優良表彰の実績	エ	令和3年 4月1日から令和8年 3月31日まで
			地域精通度	オ	令和5年 7月1日から令和8年 6月30日まで
			事故及び不誠実な行為の有無	カ	令和5年10月1日から令和8年 9月30日まで
			災害協定締結の有無	キ	競争入札参加申込み時点まで
			環境への配慮実績(とうきょう森づくり貢献認証制度)	ク	令和3年 4月1日から令和8年 3月31日まで
			雇用・就業への配慮実績	ケ	要綱による
			家庭と仕事の両立支援配慮実績	コ	令和3年 4月1日から令和8年 3月31日まで
			女性活躍推進の実績(女性活躍推進大賞)	サ	令和3年 4月1日から令和8年 3月31日まで
		配置予定技術者等の経歴等	同種・類似業務の実績	ス	令和3年10月1日から令和8年 9月30日まで
			過去の委託成績評定の実績	セ	令和3年 7月1日から令和8年 6月30日まで
			優良表彰の実績	ソ	令和3年 4月1日から令和8年 3月31日まで
			継続学習状況	タ	別紙1による
			地域精通度	チ	令和5年 7月1日から令和8年 6月30日まで
1月1日から3月31日	1月1日	企業の経歴等	同種・類似業務の実績	イ	令和4年 1月1日から令和8年12月31日まで
			過去の委託成績評定の実績	ウ	令和3年10月1日から令和8年 9月30日まで
			優良表彰の実績	エ	令和3年 4月1日から令和8年 3月31日まで
			地域精通度	オ	令和5年10月1日から令和8年 9月30日まで
			事故及び不誠実な行為の有無	カ	令和6年 1月1日から令和8年12月31日まで
			災害協定締結の有無	キ	競争入札参加申込み時点まで
			環境への配慮実績(とうきょう森づくり貢献認証制度)	ク	令和3年 4月1日から令和8年 3月31日まで
			雇用・就業への配慮実績	ケ	要綱による
			家庭と仕事の両立支援配慮実績	コ	令和3年 4月1日から令和8年 3月31日まで
			女性活躍推進の実績(女性活躍推進大賞)	サ	令和3年 4月1日から令和8年 3月31日まで
		配置予定技術者等の経歴等	同種・類似業務の実績	ス	令和4年 1月1日から令和8年12月31日まで
			過去の委託成績評定の実績	セ	令和3年10月1日から令和8年 9月30日まで
			優良表彰の実績	ソ	令和3年 4月1日から令和8年 3月31日まで
			継続学習状況	タ	別紙1による
			地域精通度	チ	令和5年10月1日から令和8年 9月30日まで

※ 公表開始日は、東京都電子調達システムにおける「入札情報サービス」の「発注予定情報」から検索の上ご確認下さい。
検索結果として表示される「発注予定 案件一覧」において、案件ごとに「公表日」として記載されています。